

【緊急！】消費者トラブル注意報 第106号

電話でお金詐欺にご注意ください！

公的機関を名乗り、税金や健康保険料等の還付金の受け取りに必要な手続を装ってATMを操作させ、お金を振り込ませる「還付金詐欺」等の「電話でお金詐欺」に関する相談が寄せられています。

□相談事例

【事例1】市役所の職員を名乗る人物から、健康保険料の還付金の受取り手続について電話があり、キャッシュカードを持って銀行に行くよう指示された。銀行では、銀行のサポートセンターを名乗る人物から電話があり、指示されたとおりATMを操作したところ、他人の口座に150万円の振り込みをしていた。

【事例2】パソコンを操作中に、警告音が鳴り、ウイルスに感染したとの表示が出た。慌てて画面に表示された電話番号に掛けると、「パソコンの補修サービスのために45万円が必要」として、電子マネーでの支払いを求められた。

■消費者へのアドバイス

- 公的機関が還付金について電話を掛けることはありません。電話でお金の話が出たら、詐欺を疑いましょう。
- 電話に出て話を聞いてしまうと、言葉巧みに騙されることがあります。留守番電話や番号ディスプレイ等の機能を活用し、知らない番号の電話には出ないようにしましょう。在宅時でも留守番電話に設定しておくことで安心です。
- 「期限が迫っている」などと急がせ、冷静に判断できないよう消費者を困惑させるのも典型的な詐欺の手口です。怪しいと感じたら一旦電話を切り、落ち着いて考えましょう。
- 不安なときは、一人で悩まず、家族や警察、行政機関等に相談してください。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

■最寄りの警察署または警察安全相談電話（#9110（受付時間：24時間））